## 静岡県告示第759号

医療提供体制施設整備事業費補助金交付要綱(平成18年静岡県告示第1111号)の一部を次のように改正する。

令和2年11月20日

静岡県知事 川勝平太

改正前

### 第2 定義

(1) この要綱において「医療提供体制施設整備事業」とは、医療提供体制施設整備交付金交付要綱(平成21年3月30日付け厚生労働省発医政第0330004号厚生労働事務次官通知)に定める医療施設の整備を行う事業であって、次に掲げるものをいう。

ア (略)

イ 救命救急センター施設整備事業 救急 医療対策事業実施要綱に基づき、<u>救命救</u> <u>急センター</u>の開設者(地方公共団体等を 除く。)が救命救急センターとして必要な 施設整備を行う事業をいう。

ウ~コ (略)

(2)~(10) (略)

- 第4 交付の申請
  - (1) 提出書類 <u>各2部</u> ア〜カ (略)
  - (2) (略)
- 第6 変更の承認申請提出書類 <u>各2部</u>ア〜カ (略)
- 第7 変更の承認申請
  - (l) 提出書類 <u>2部</u> (略)
  - (2) (略)
- 第8 実績報告
  - (1) 提出書類 各2部

ア〜コ (略)

(2) (略)

第2 定義

(1) この要綱において「医療提供体制施設整備事業」とは、医療提供体制施設整備交付金交付要綱(平成21年3月30日付け厚生労働省発医政第0330004号厚生労働事務次官通知)に定める医療施設の整備を行う事業であって、次に掲げるものをいう。

改正後

ア (略)

イ 救命救急センター施設整備事業 救急 医療対策事業実施要綱に基づき、<u>救命救</u> <u>急センターを運営する病院</u>の開設者(地 方公共団体等を除く。)が救命救急センタ ーとして必要な施設整備を行う事業をい う。

ウ~コ (略)

(2)~(10) (略)

- 第4 交付の申請
  - (1) 提出書類 <u>各1部</u> ア〜カ (略)
  - (2) (略)
- 第6 変更の承認申請提出書類 <u>各1部</u>ア〜カ (略)
- 第7 変更の承認申請
  - (l) 提出書類 <u>1部</u> (略)
  - (2) (略)
- 第8 実績報告
  - (I) 提出書類 <u>各1部</u>

ア〜コ (略)

(2) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表病院群輪番制病院施設整備事業の項中「239,600円」を「245,600円」に改め、同表救命救急センター施設整備事業の項中「239,600円」を「245,600円」に、「75,083千円」を「76,960千円」に、「41,670円」を「42,700円」に改め、同表小児医療施設施設整備事業の項中「214,600円」を「220,000円」に、「239,600円」を「245,600円」に改め、同表周産期医療施設施設整備事業の項中「214,600円」を「220,000円」に改め、同表医療施設近代化施設整備事業の項中「214,600円」を「220,000円」に、「10,954千円」を「11,228千円」に、「21,910千円」を「22,458千円」に改め、同表地域災害拠点病院施設整備事業の項中「41,700円」を「42,700円」に、「43,506千円」を「44,594千円」に、「75,083千円」を「76,960千円」に改め、同表医療施設土砂災害防止施設整備事業の項中「32,865千円」を「33,687千円」に改め、同表医療施設・可表医療施設・100円」を「202,800円」に改め、同表医療機器管理室施設整備事業の項中「239,600円」を「245,600円」に改める。

様式第3号を次のように改める。

#### 経費所要額調べ(変更経費所要額調べ、経費所要額精算書)

(事業者名)

| 事業分類       | 事業の区<br>分 | 施設の名<br>称 | 基準額の欄 | 別表の補助<br>対象経費の<br>欄に掲げる<br>実支出予定<br>額 (B) | 市町補助額<br>(C) | 選 | 定額(1)) | 総事業費か<br>ら寄附金そ<br>の他収入額<br>を控除した<br>額 (E) | 補助基礎額 (F) | 既存病<br>床割合<br>によを<br>調整率<br>(6) | 補助率(出)     | 県費補助所<br>要額<br>(F)×(G)×(H)<br>/1,000=(I) | 新規・<br>継続の<br>別 | 備: | 考 |
|------------|-----------|-----------|-------|---|--------------|---|--------|---|-----------|---------------------------------|------------|--|-----------------|----|---|
|            |           |           | 円     | 円   | 円            |   | 円      | 円   | 円         |                                 |            | 千円                                       |                 |    |   |
|            |           |           |       |   |              |   |        |   |           |                                 |            |  |                 |    |   |
|            | l         | l         |       |   |              |   |        | l   | ı         | •                               | 小 計        |  |                 |    |   |
|            |           |           |       |   |              |   |        |   |           |                                 |            |  |                 |    |   |
|            |           |           |       |   |              |   |        |   |           |                                 | ı ⇒ı       |  |                 |    |   |
|            |           |           |       |   |              |   |        |   |           | <u> </u>                        | 小 計        |  |                 |    |   |
|            |           |           |       |   |              |   |        |   |           |                                 |            |  |                 |    |   |
|            | I         | I         |       |   |              |   |        | l   | l         |                                 | 小計         |  |                 |    |   |
|            |           |           |       |   |              |   |        |   |           |                                 |            |  |                 |    |   |
|            |           |           |       |   |              |   |        |   |           |                                 |            |  |                 |    |   |
| 小計         |           |           |       |   |              |   |        |   |           |                                 |            | ļ  |                 |    |   |
|            |           |           |       |   |              |   |        |   |           |                                 |            |  |                 |    |   |
|            |           |           |       |   |              |   |        |   |           |                                 | ,i, ∌i.    |  |                 |    |   |
| 小 計<br>合 計 |           |           |       |   |              |   |        |   |           |                                 |            |  |                 |    |   |
| <u> </u>   |           |           |       |   |              |   |        |   |           |                                 | . <u>1</u> |  |                 |    |   |

#### (作成要領)

- 「事業分類」欄は記入しないこと。
- 「事業の区分」欄には、要綱第2定義ア~コの事業名を記入すること
- 3 (C)欄には、病院群輪番制病院施設整備事業の場合のみ記入することとする。この場合における(B)欄中「実支出予定額」とあるのは「工事費又は工事請負 費の実支出予定額」と読み替えるものとする。
- 4 (D)欄には、(A)欄と(B)欄を比較して少ない方の額を記入(病院群輪番制病院施設整備事業の場合は、(A)欄と(B)欄と(C)欄を比較して最も少ない額を記入)す
- 5 (F)欄には、(D)欄と(E)欄を比較して少ない方の額を記入すること
- 6 ⑥欄には 1.00 を、⑪欄には 0.33 (医療施設等耐震整備事業の場合は 0.50) をそれぞれ記入すること
- (1)欄の算定に当たって、病院、事業の区分ごとに 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 8 「新規・継続の別」欄には、次に該当するものを記入すること。
  - ・今年度に新たに行う事業→「新規」
- ・前年度以前において当該補助金を受け、今年度においても継続整備される事業→「継続」 9 「備考」欄には、抵当権の設定の有無を記入し、有の場合は、抵当権を設定したことがわかる資料(登記事項証明書)を添付すること。
- 10 変更経費所要額調べの場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記入すること。

# 附則

この告示は、公示の日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。